［項を削る。］

6　金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

ロ　特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）

ハ　特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）

ニ　不動産特定共同事業を営む者

ホ　前払式支払手段発行者

ヘ　資金移動業を営む者

ト　仮想通貨交換業を行う者

チ　認定資金決済事業者協会

二　商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第四号に掲げる者をいう。）の届出の受理及び実態調査に関すること。

三　電子記録債権の電子記録に関すること。

7　金融会社室に、室長を置く。

8　信用機構対応室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

二　預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあっせん並びに預金保険機構による特定資金援助に係る金融機関等の特定合併等（同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。）の特定適格性の認定及びあっせんを行うこと。

三　農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあっせんを行うこと。

四　信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

六　認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

七　信用保証協会、保証業務支援機関（信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。）、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

8　協同組織金融室に、室長を置く。

9　信用機構対応室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

二　預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあっせん並びに預金保険機構による特定資金援助（同法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。）に係る金融機関等（同法第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。第五号において同じ。）の特定合併等（同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。）の特定適格性の認定及びあっせんを行うこと。

三　農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあっせんを行うこと。

四　金融危機対応会議の庶務に関すること。

五　預金保険法の規定に基づく金融整理管財人による管理、金融危機への対応及び金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置に関すること。

六　農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づく管理人による管理及び金融危機への対応に関すること。

10　信用機構対応室に、室長を置く。

金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　貸金業を営む者、貸金業協会、指定信用情報機関、指定試験機関及び登録講習機関

ロ　特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）

ハ　特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）

ニ　不動産特定共同事業を営む者

ホ　前払式支払手段発行者